

財務省告示第五百十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十六年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号（第三十一回）（変動・十五年）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

二 法律及びその 条第一項並びに国債整理基金特

の 条項 別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五条第一項及び第五条

ノ二 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用等 用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

基準金利との利回り格差を競争

に付して行われる入札（以下「利

回り格差競争入札」という。）に

よる発行（以下「利回り格差競

争入札発行」という。）及び利回

り格差競争入札の募入の決定を

した後に行われる入札であつて

財務大臣が各国債市場特別参加

者ごとに応募限度額を定めるも

の（以下「国債市場特別参加者」

の（以下「価格競争入札」という。）

による発行（以下「国債市場特

別参加者・第 非価格競争入札

発行」という。）

五 募入決定の

発行」という。）

別参加者・第 非価格競争入札

発行」という。）

による発行（以下「国債市場特

別参加者・第 非価格競争入札

発行」という。）

による発行（以下「国債市場特

別参加者・第 非価格競争入札

八
最
行
争
非
者
入
価
・
札
格
第
発
競

十
十
十
二
一
発
利
発
行
行
価
格
日
率

十
三
の
経
過
払
込
み
子

十
万
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額と
額の整数倍の金額によるものとす

平成十六年十一月二十二日

額面金額につき百円

年当たり、各利払期における利

子計算期間開始日前に行われ

た、発行から償還までの期間が

九年か月の超十年利付国債の

直近における割当額入札の結果

に基づき算出された複利回り

へ以下「基準金利」という。か

ら、一〇パーセントを控除

した。ただし、控除した率が

〇パーセントを下回るときは、

その率は〇パーセントとする。

(一) 募集入決定の通知を受けた者

は、式により算出した金額を、第

十号の規定する期日に払い込

むのも、特別参加者、ただし、国債

市場特参入者、決定の通知を

競争入札者、は、国債市場競争

受けた者は、国債市場競争

加入者、は、国債市場競争

加者、は、国債市場競争

行分とを分け算出するもの

と分とを分け算出するもの

(二) $\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.54 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{365}}{2}$ 発行時にあつて、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合又は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十七年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.54 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払い、以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 1.01}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十六 償還金
十七 償還金
十八 償還金

平成三十一年十一月二十日額面金額百円につき百円

二十 十九 十八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
十 大 銀
六 臣 行
年 か
十 ら
一 通
月 知
二 を
二 受
日 け
た
者